

# 亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（P P A事業）

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本市では、令和32年までに市域における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して「かめおか脱炭素宣言」を行い、「世界に誇れる環境先進都市・亀岡市」の実現に向けた取組を進めている。

この実施要領は、市庁舎の平常時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、停電時等の非常時のエネルギーを確保することを目的として、P P A（Power Purchase Agreement）方式により、太陽光発電設備及び蓄電池設備等の設計及び設置、その後の運転管理及び維持管理等を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業内容

- (1) 事業名 亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（P P A事業）
- (2) 事業場所 亀岡市庁舎（亀岡市安町野々神8番地）  
※ソーラーカーポートの設置場所は来庁者駐車場とする。
- (3) 事業内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 担当部署 郵便番号：〒621-8501  
住 所：亀岡市安町野々神8番地  
担 当：亀岡市 総務部 総務課総務係 担当 大原、松谷  
電 話：0771-25-5010  
F A X：0771-24-5501  
E-mail：soumu@city.kameoka.lg.jp
- (5) 留意点 本公募は、国の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」の活用を前提とするものであり、補助規定に沿ったものとする。ただし、同等以上の補助率のその他補助事業についても、活用を妨げるものではない。  
また、本公募は、令和6年亀岡市議会3月定例会での当初予算の成立を前提に、当初予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものであり、当初予算が成立しなかった場合には、その時点で本公募は中止する。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成

する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。) であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

(3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年間の期間において実績を有すること。なお、履行実績を証明するものとして、発電実績、PPA 単価による請求実績等を提出すること。

(5) 本事業を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(6) 次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続の開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続の開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りでない。

オ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

キ 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱（平成 6 年亀岡市告示第 94 号）及び亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱（平成 16 年亀岡市告示第 189 号）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

#### 4 提出書類

原則として、紙資料にて提出すること。ただし、(4) については、データを保存した電子媒体（CD-R）も提出すること。また、次の（1）から（4）までのほかに亀岡市が別途書類の提出を求めることがある。その場合の提出方法は、亀岡市の指示に従

うこと。

- (1) 企画競争参加申請書（様式1）
- (2) 事業所概要（様式2）
- (3) 参加資格に係る書類

次の書類を添付すること。

ただし、亀岡市競争入札参加資格を有する者は、「亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し」及びア、イ、ウの書類のみを添付すること。

- ア 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
  - イ 登記事項証明書、印鑑証明書
  - ウ 誓約書（様式3）
  - エ 貸借対照表及び損益計算書
  - オ 納税証明書（市区町村民税・消費税）
- (4) 企画提案書
    - ア 事業の実施内容（様式4-1）
    - イ 事業実施体制（様式4-2）
    - ウ 過去の類似業務実績（様式4-3）

## 5 企画提案書の内容

別紙、仕様書を参照の上、次の内容で作成すること。

### (1) 事業の実施内容（様式4-1）

#### <事業実施方針に関すること>

##### ① 事業実施方針

提案の基本方針・概要・事業期間・設備の平常時及び災害時（自立運転時）のシステム構成図を記載すること。

#### <設備の設置・維持管理に関すること>

##### ② 設備設置計画

###### ア 設備・設置仕様

- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の出力（kW）・容量（kWh）
- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の総出力（kW）・総容量（kWh）
- ・ 太陽光発電設備（パネル、架台等を含む。）及び蓄電池の単位面積当たりの重量（kg/m<sup>2</sup>）
- ※ 太陽光発電設備及び蓄電池の性能や寸法、重量等が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。
- ・ 附帯設備（パワーコンディショナ最大定格出力(kw)、カーポート等）の仕様
- ※ 附帯設備の性能や寸法、重量等が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。
- ・ 設置仕様（カーポート等の設置方法、耐荷重等）

- ※ 想定する太陽光発電設備及び蓄電池の設置場所や設置方法を記載すること。
- ※ 太陽光発電設備は、建築基準法施行令第 39 条、第 82 条の 4 及び JIS C 8955、経済産業省令第 29 号に規定する風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対する耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。また、それを示す根拠資料（耐力試験の結果や当該製品の設計マニュアル等）を添付すること。
- ※ 第三者機関等による認定証や耐力試験の結果がある場合は添付すること。
- ※ 台風時等の突風による吹き上げや地震等の振動による設備の移動、飛散、脱落、浮き上がりへの対策がある場合は、併せて記載すること。

#### イ システム構成図

平時及び災害時（自立運転時）に使用できる設備、仕様が分かるように記載すること。

#### ウ 設置工法

- ・ 工事の工法
- ・ 工事の安全面・騒音対策等

#### エ 工程表及びスケジュール

工期だけでなく、補助事業の申請、各種法令の規定に基づく届出等の手続き、市との協議等も含め、事業実施に必要な工程、スケジュールを記載すること。

#### オ 災害時（自立運転時）に使用可能な設備

- ・ 災害時の利用、操作方法（災害時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・ 災害時用コンセントの設置場所、個数
- ・ 自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（kW）
- ・ 自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW）
- ・ 自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（kW）

※ 併せて、災害発生時に安定して使用可能な設備であることを示すこと。

### ③ 保守点検及び維持管理計画

#### ア 設備等の運転管理及び維持管理の方法、管理上の視点等

#### イ 運転期間における維持管理の実施体制、スケジュール、設備の交換時期等

※ 各種法令の規定に準拠していることが分かるように記載すること。

### ④ 想定される温室効果ガス排出量削減効果

#### ア 設備による総発電量（kWh/年）

#### イ 施設への総供給電力量（kWh/年）及び自家消費率（%）

#### ウ 施設の温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証方法

#### エ 施設の温室効果ガス排出量削減効果（kgCO<sub>2</sub>年）

※ 発電量の算定にあたっては、設備利用率の設定根拠を示すこと。

※ 施設への供給電力量（自家消費量）の算定にあたっては、電気使用量の実績を

参考にすること。

※ 温室効果ガス排出削減量の算定に当たっては、係数は0.438[kgCO<sub>2</sub>/kWh]を用いること。

#### <業務遂行能力に関する事>

##### ⑤ 事業資金計画

設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去、保険料等のための必要経費、売電収入や補助事業による資金調達等の収入、事業期間における収支を記載すること。

※ 各経費、収入の内訳も記載すること。

※ 運転期間中の施設廃止、改築等はないものとして記載すること。

##### ⑥ 事業期間におけるリスク対策

設備の故障等に対する損害保険の適用範囲や補償内容、設計・工事等の履行に係る保証及び維持管理費用の増大、天災等の不可抗力等の維持管理期間におけるリスク保証、市や第三者に対する賠償等、事業期間において発生が想定されるリスクに対する対策、補償方法を記載すること。

##### ⑦ 市内事業者の活用

本事業における下請け業者等の選定は、市内事業者を優先して選定することとし、市内事業者を活用する場合は、業務内容・役割を記載すること。

#### <自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金に関する事>

##### ⑧ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

供給された電力使用量に応じて、亀岡市が支払う自家消費料金単価（円/kWh）を記載すること。

ア 原則、事業期間中一定額とする。ただし、社会情勢その他の状況の変化により、これによりがたい場合は、市と協議することができる。

イ 自家消費料金単価の有効性について、現在の市場の電力単価等を用い、わかりやすく記載すること。

ウ 自家消費料金単価は、消費税及び地方消費税を含む金額で提案すること。

エ 発電設備導入前後の電気料金については、運転期間最長20年間分の電力料金のシミュレーションを示すこと。

#### (2) 事業実施体制（様式4-2）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 市内の業者の活用の提案

- エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（法定点検、定期点検、設備交換計画、遠隔監視等）、実施体制
- オ 代表事業者の経営状況（直近5年間）  
賃借対照表、経常利益又は営業利益率、流動比率、自己資本比率等
- カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- キ 故障、緊急時の対応体制図、連絡先
- ク 事業実施中のリスクに対する対策  
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
- ケ 事業実施に関する保証  
設備の導入及び事業期間中に係る全ての保証内容を記載すること。

### (3) 過去の類似業務実績（様式4-3）

過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）に、本事業と類似の事業履行実績（太陽光発電設備の設備設計及び施工を行い、施設管理者に電気を売却若しくはサービスを提供する事業）を記載すること。

※ 実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（契約が証明できる部分のみの写しで良い。）

## 6 企画提案書作成に当たっての留意事項

- (1) 業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- (2) A4縦版横書きを基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (3) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (4) 両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- (5) 様式4-1から様式4-3までは、各様式に定められた記載すべき内容を網羅していれば、レイアウト変更を含めて任意の様式の作成を認める図表等を記載してもよい。なお、読み取りやすい文字サイズ等に留意すること。
- (6) 表紙を付け、表題を記載すること。
- (7) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

## 7 提出方法等

- (1) 提出の形式・部数
  - ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類：各1部
  - イ 企画提案書：9部（正本1部、副本8部）
  - ウ 企画提案書のデータを保存した電子媒体（CD-R）：1枚

(2) 提出期限

- ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類  
令和6年2月29日（木）午後5時（必着）
- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
  - ・参加資格の審査を行い、令和6年3月7日（木）までに結果を通知する。
  - ・提案資格があると認めた者に対し、施設の図面、1年間の電力使用量及び、現在の電力契約の情報を提供する。
  - ・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、下記（3）へ連絡すること。
- イ 企画提案書及びデータを保存した電子媒体（CD-R）  
令和6年3月21日（木）午後5時（必着）

(3) 提出場所

〒621-8501  
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所6階  
亀岡市 総務部 総務課総務係  
※ 郵送又は持参とする。

## 8 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式5）を提出するものとする。

(1) 質問受付

- ア 受付期間  
令和6年2月21日（水）から同年2月28日（水）午後5時まで
- イ 提出方法  
次の電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。
- ウ 提出先  
担当課：亀岡市 総務部 総務課総務係 担当：大原/松谷  
電話番号：0771-25-5010  
電子メールアドレス：soumu@city.kameoka.lg.jp

(2) 回答

令和6年3月6日（水）午後5時までに、市ホームページ上に全ての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。  
なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。  
また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

## 9 企画提案の審査等スケジュール

企画提案は、選定委員会において審査する。亀岡市は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、選定委員会の各委員が「評価基準」(別紙1)に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の優先交渉権者として決定し、2番目に多く獲得した者を次点者として選定する。優先交渉権者が辞退した場合、又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者に選定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、委員の合計平均の評価点が6割を超える場合には事業予定者として選定する。

### (1) スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおり予定している。

項目	日程
プロポーザル実施の公告	令和6年2月19日(月)
質問受付	令和6年2月21日(水)
質問受付締切	令和6年2月28日(水)
参加申込書、会社概要、宣誓書、参加資格に係る書類の提出期限 市施設見学申し込み期限	令和6年2月29日(木)
質問に対する回答のホームページ掲載	令和6年3月6日(水)
参加申請書提出者宛に参加資格審査結果決定通知の送付	令和6年3月7日(木)
市施設見学期間	令和6年3月12日～15日を予定 (別途通知する)
企画提案書の提出期限	令和6年3月21日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年3月25日(月)
優先交渉権者の発表(審査結果の通知)	令和6年3月下旬(予定)
契約書等の締結	令和6年4月以降 (ただし、補助金の交付決定を受けることを必須とするため、交付決定後の契約となる。)

### (2) 市施設見学

市が参加資格を認めた事業者を対象に、上記見学期間に市施設の見学を行う



ことができる。市施設見学を希望する場合は、令和6年2月29日（木）までに担当者へ電話又は電子メールで申し込むこととする。

後日、事業への参加資格を得た事業者ごとに調整し、市施設見学の詳細について、別途通知する。

なお、市施設見学に当たっては、総務課及び設備運転管理者の指示に従うこと。

### (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査

参加要件を満たし、企画提案書の提出があった事業者に対し、選定委員会において、別表「審査項目」に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

#### ア 日時

令和6年3月25日（月）（予定）

#### イ 会場

亀岡市役所 ※開催時刻及び会場の詳細は別途通知する。

#### ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

#### エ 発表時間について

1 企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

#### オ 使用機器

説明時に機材（パソコン等）を使用する場合は、各自で持参すること。ただし、申し出があれば、プロジェクター及びスクリーンは亀岡市が用意する。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション及びヒアリング審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

## 10 その他留意事項

### (1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は亀岡市に帰属する。

イ 提案者は、亀岡市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ亀岡市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、亀岡市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため亀岡市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

## 1 1 失格要件

企画競争参加申請書提出後に次のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- オ その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

## 1 2 契約の締結

- (1) 本事業は、補助金事業の活用を必須とする。優先交渉権は、補助事業への申請を行い、交付決定通知を受理することにより、契約を締結できるものとする。補助事業が不採択となった場合は、原則、市と協議の上、補助事業の追加応募があれば再度申請することとする。
- (2) 選定委員会が選定した優先交渉権者と市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定する。
- (3) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

## 別紙1 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
1. 技術提案	実施方針	実施方針、システム構成図等に具体性及び妥当性があるか。	5
	導入設備	太陽光発電設備容量(kW)、パワーコンディショナ最大定格出力(kW)に関する具体提案があるか。	5
		蓄電池設備出力(kW)、蓄電池設備容量(kWh)に関する具体提案があるか。設置の考え方に工夫はあるか。	10
		自家消費率(%)、二酸化炭素排出削減量(kg-CO2)の大きい提案となっているか。シミュレーション等は妥当か。	15
	設備設置仕様	太陽光発電設備の設置場所、設置方法（ソーラーカーポート、架台等）、設備仕様、単位面積当たりの重量は妥当か。	10
		荷重（風圧・積雪・地震等）に耐えうる構造か。台風等への耐久性、反射光による光害対策は妥当か。	10
災害等、非常時利用の内容	実用性の高い提案がされているか。	10	
2. 実施体制	工事遂行能力	実施体制、施工スケジュールは妥当か。	5
	市内業者の活用	市内事業者の活用はなされているか。 (市内本店5点、市内に支店・営業所3点、それ以外1点、なし0点)	5
	業務遂行能力	維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制は妥当か。	10
	環境への配慮	施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か。	5
	財務状況	財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか。	5
	事業期間中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。	10
3. 実績	類似実績	過去5年間に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。 (過去実績5件以上10点、4件8点、3件6点、2件4点、1件2点、実績なし0点)	10
4. 電気料金（概算単価）		10 × [上限単価33円 - 提案単価] 小数点未満四捨五入 (消費税込み単価で比較する) (計算結果がマイナスになる場合は0点とする)	(上限) 30
		自家消費電力量及び料金単価の算出方法は妥当か。	15
評価の合計			160

※各評価項目について、以下の6段階評価を行う

評価内容	15点の項目	10点の項目	5点の項目
非常に優れている	15点	10点	5点
優れている	12点	8点	4点
普通	9点	6点	3点
劣る	6点	4点	2点
かなり劣っている	3点	2点	1点
提案なし/評価できない	0点	0点	0点